

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日とする)

## 目 次

◇規 則 鳥取県理容師法施行細則  
鳥取県美容師法施行細則

## 規 則

鳥取県理容師法施行細則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第二十三号

鳥取県理容師法施行細則

理容師法施行細則（昭和三十六年十月鳥取県規則第五十号）の全部を改

正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号。以下「法」という。）、理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号。以下「政令」という。）及び理容師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十一号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(理容師免許証の書換交付申請手続)

第二条 省令第三条の規定による申請は、様式第一号による申請書を提出してしなければならない。

(理容師免許証の再交付申請手続)

第三条 省令第四条第一項の規定による申請は、様式第二号による申請書を提出してしなければならない。

(理容師免許証の返還等の手続)

第四条 省令第四条第三項並びに第五条第一項及び第三項の規定による返還並びに同条第二項の規定による提出は、様式第三号による返還・提出書を提出してしなければならない。

(理容師試験の受験申請)

第五条 法第三条第一項に規定する理容師試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、学科試験にあつては様式第四号、実地試験にあつては様式第五号による受験願書を知事に提出しなければならない。

(試験の公告)

第六条 試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限その他必要な事項は、あらかじめ公告するものとする。

(受験停止及び合格の取消し)

第七条 知事は、受験者が、試験について不正の行為をしたときは、その者の受験を停止し、又は合格を取り消すことができる。

(合格証明書の交付申請手続)

第八条 政令第一条第三項の規定による申請は、様式第六号による申請書を提出してしなければならない。

(実地習練開始届書の様式等)

第九条 省令第十七条に規定する届書は、様式第七号によるものとする。

2 省令第十七条に規定する同意書は、様式第八号によるものとする。

3 第一項の届書は、実地習練を開始する日までに提出しなければならない。

(実地習練の日数)

第十条 実地習練の日数は、休日を除き、二百八十日以上とする。

(実地習練の指導内容)

第十一条 実地習練の指導に当たる理容師は、習練生に対し、頭髮の刈り込み、顔そりその他の理容の基礎的技術を習得させるとともに、機械、器具、材料及び消毒薬の取扱ひその他の付随する業務を指導しなければならない。

(実地習練に伴う開設者の遵守事項)

第十二条 実地習練を行う理容所の開設者は、別表第一に掲げる事項を守らなければならない。

(実地習練の変更の届出)

第十三条 実地習練を行っている者(以下「習練生」という。)は、第九条第一項の届書の記載事項に変更を生じたときは、五日以内に様式第九

号による届書を知事に提出しなければならない。

(実地習練の終了の届出)

第十四条 習練生は、実地習練を終了し、又は中止したときは、五日以内に様式第十号による届書を知事に提出しなければならない。

(理容師実地習練終了証明書の様式)

第十五条 省令第十八条に規定する書面は、様式第十一号によるものとする。

(理容所以外における営業の特例)

第十六条 政令第九条第三号に規定する知事が特別の事情があるものとして定める場合は、別表第二のとおりとする。

(理容を行う場合の衛生措置)

第十七条 法第八条第三号に規定する知事が定める衛生上必要な措置は、別表第三のとおりとする。

(再免許の申請)

第十八条 法第十条第四項の規定により再免許を受けようとする者は、様式第十二号による申請書を知事に提出しなければならない。

(理容所開設届書の様式)

第十九条 省令第二十条第一項に規定する届書は、様式第十三号によるものとする。

(理容所開設届出事項変更届書の様式)

第二十条 省令第二十条の二に規定する届書は、様式第十四号によるものとする。

(理容所の廃止届出手続)

第二十一条 法第十一条第二項の規定による届出は、様式第十五号による

届書を提出してしなければならない。

(免許証等の掲示)

第二十二條 理容所の開設者は、理容師免許証、法第十一条の二に規定する確認を受けたことを証する書類、料金表並びに休日及び従業時間を記載した書面を理容所内に掲示しなければならない。

(理容所の衛生措置)

第二十三條 法第十二条第四号に規定する知事が定める衛生上必要な措置は、別表第四のとおりとする。

(書類の提出部数及び経由)

第二十四條 法、政令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書、届書その他の書類は、正副二部とし、所轄保健所長を経由して提出しなければならない。ただし、住所地が県の区域外にある場合にあっては、直接知事に提出するものとする。

附 則

1 この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の理容師法施行細則の規定によつてした申請、届出その他の手続又は処分は、この規則の相当規定によつてしたもののみならず。

別表第一(第十二条関係)

一 実地習練に必要な機械、器具、材料、消毒薬その他指導上必要な図書を備えること。

二 習練生の指導は、第九条第二項の同意書に記載した実地習練実施計画に基づいて行うこと。

三 習練生が、実地習練中も理容師と外見上区別できるよう習練生胸章

をつけさせる等の措置を講ずること。

四 習練生を家事その他実地習練に関係のない業務に従事させないこと。  
五 習練生が、伝染性の疾病にかかったときは、直ちに所轄保健所長に届け出て、その指示に従うこと。

別表第二(第十六条関係)

一 刑務所、警察留置場、拘留所その他人を監禁する目的を有する施設に出張して業を行う場合

二 老人ホーム、養護施設その他人を収容して保護する目的を有する施設に出張して業を行う場合

三 前二号に掲げる場合に準ずるものとして知事の承認を得た場合

別表第三(第十七条関係)

一 作業中は、白色又はこれに近い色の清潔な外衣を着用し、顔面作業時には清潔なマスクを使用すること。

二 つめは、常に短く切り、客一人ごとの作業前及び作業後には、手指を消毒薬又はせっけんで洗淨すること。

三 前号の消毒薬は、所定の濃度を保ち、消毒効果のあるものを使用すること。

四 耳孔毛及び鼻孔毛はそらないこと。

五 衛生上害を生じるおそれのある薬品、化粧品、器具等を使用しないこと。

六 酒気を帯び、又は喫煙しながら作業しないこと。

七 理容所以外の場所において業を行うときは、消毒用器具及び消毒薬を携行すること。

別表第四(第二十三条関係)

- 一 理容所は、作業室と居室とが隔壁等により完全に区分されていること。
- 二 理容所の面積は、待合所を除き、理容いす一脚につき六・六平方メートル以上とし、一脚を増すごとに三・三平方メートル以上を加えること。
- 三 作業室の広さに応じて待合所を設けること。
- 四 腰板の高さは、床面から〇・六メートル以上とすること。
- 五 天井の高さは、床面から二・五メートル以上とすること。ただし、適当な換気設備が設けられているときは、この限りでない。
- 六 消毒済みの布片等（皮膚に接する布片及び器具をいう。以下同じ。）を未消毒の布片等と区別して収納するための設備を設けること。
- 七 布片等は、十分な数量を備えておくこと。
- 八 外傷に対する救急薬品等を備えておくこと。

様式第1号 (第2条関係)

理容師免許証書換交付申請書

職 氏 名 殿

理容師免許証の記載事項に変更を生じたため、その書換交付を受けたいので、理容師法施行規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

紙 証 書 入 付 け 欄 収 入

郵便番号 □□□□-□□

住 所  
フリガナ  
氏 名  
申請者  
電話番号



免 許 年 月 日	年 月 日
免 許 証 番 号	第 号
変 更 事 項	
変 更 理 由	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日

添付書類

- 1 免許証
- 2 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

様式第2号 (第3条関係)

理容師免許証再交付申請書

収入証紙  
はり付け欄

職 氏 名 殿

理容師免許証を破った(汚した・失った)ため、その再交付を受けたいので、理容師法施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住所  
之氏 リガチ 氏 名  
電話番号



免 許 年 月 日	年 月 日
免 許 証 番 号	第 号
免許証を破った (汚した・失った) 年月日及び理由	

添付書類 破り、又は汚した場合にあつては、免許証

様式第3号 (第4条関係)

理容師免許証返還(提出)書

職 氏 名 殿

理容師法施行規則第 条第 項の規定により、次のとおり理容師免許証を返還(提出)します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所  
之氏 リガチ 氏 名  
電話番号



免 許 年 月 日	年 月 日
免 許 証 番 号	第 号
返還(提出)の理由	

注 理容師が死亡し、又は失そうの宣告を受けた場合にあつては、理由の欄に本人との関係を併せて記入すること。

添付書類

- 1 理容師が死亡した場合にあつては、死亡診断書の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本
- 2 失そう宣告を受けた場合にあつては、失そう宣告書の写し

様式第4号(第5条関係)

理容師試験学科試験受験願書

収入証紙  
はり付け欄

職 氏 名 殿  
年 月 日

本 籍 (都道府県名)  
郵便番号 □□□□-□□□□

住 所  
氏 名

電話番号

年 月 日生

理容師試験の学科試験を受けたいので、鳥取県理容師法施行細則第5条の規定により出願します。

添付書類

- 1 指定養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書
- 2 履歴書
- 3 写真(出願前6月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面、上半身のもので、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの)

様式第5号(第5条関係)

理容師試験実地試験受験願書

収入証紙  
はり付け欄

職 氏 名 殿  
年 月 日

本 籍 (都道府県名)  
郵便番号 □□□□-□□□□

住 所  
氏 名

電話番号

年 月 日生

学科試験  
合格 地

年 月 日生  
都 府 道 県 日 実 施

理容師試験の実地試験を受けたいので、鳥取県理容師法施行細則第5条の規定により出願します。

添付書類

- 1 学科試験の合格証書の写し又は合格証明書
- 2 実地習練終了証明書
- 3 写真(出願前6月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面、上半身のもので、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの)
- 4 学科試験合格地が鳥取県以外の場合には、履歴書

様式第6号 (第8条関係)

理容師試験学科試験 (実地試験)  
合格証明書交付申請書

収入証紙  
はり付け欄

職 氏 名 殿  
合格証書を破った (汚した・失った) ので、理容師法施行令第1条第3  
項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

本 籍 (都道府県名)

郵便番号 □□□□-□□

住 所

氏 名

年 月 日生

申請者

電話番号

合格年月日	年 月 日
合格証書番号	第 号
合格証書を破った (汚した・失った) 年月日及び理由	

添付書類 合格証書を破り、又は汚した場合にあつては、合格証書

様式第7号 (第9条関係)

理容師実地習練開始届

職 氏 名 殿  
実地習練を開始するので、理容師法施行規則第17条の規定により、次の  
とおり届け出ます。

年 月 日

届出者

郵便番号 □□□□-□□  
住 所  
氏 名

電話番号

年 月 日生

実地習練を 行う理容所	名 称	
	所 在 地	
実地習練開始年月日	年 月 日	
	年 月 日	
即に行つた	当該実地 習練を行 つた理容 所	名 称
	所 在 地	
実地習練	期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	概 要	
卒業した指 定養成施設	名 称	
	所 在 地	
卒業年月日	年 月 日	

添付書類

- 開設者の同意書
- 伝染性の疾病にかかったことにより実地習練を停止した者が再び実地習練を行う場合にあつては、当該疾病が治つたことを証する医師の診断書
- 既に実地習練の一部を行つた場合にあつては、その概要を証する書類

様式第8号 (第9条関係)

理容師実地習練同意書

住 所 氏 名  
 実地習練生 氏 名

殿

次のとおり実地習練を行うことに同意します。

実地習練を行う理容師	名 称	
	所 在 地	
指導に当たらせる理容師	氏 名	
	免許年月日	年 月 日
免許番号		第 号
実地習練の実施計画		

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所 氏 名  
 開設者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

様式第9号 (第13条関係)

理容師実地習練開始届出事項変更届

職 氏 名 殿

実地習練の開始届出事項に変更を生じたので、鳥取県理容師法施行細則第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所 氏 名  
 届出者 氏 名  
 電話番号

印

開始届出年月日	年 月 日
実地習練を行う理容師	名 称
	所在地
変更の内容	変更事項
	変更理由
	変更前
	変更後
変更年月日	年 月 日



様式第10号 (第14条関係)

理容師実地習練終了(中止)届

職 氏 名 殿

実地習練を終了(中止)したので、鳥取県理容師法施行細則第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

届出者 住 所  
之 氏 名  
電話番号

㊤

開始年月日	年	月	日
実地習練を行つた理由 所	名 称		
	所在地		
終了(中止)年月日	年	月	日
備 考			

注 中止の場合にあつては、備考の欄に中止の理由及び再開の予定を記載すること。

様式第11号 (第15条関係)

理容師実地習練終了証明書

実地習練生

本 籍	
現住所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生

実地習練を行  
つた理由所

名 称	
所在地	

実地習練開始年月日

年 月 日

実地習練終了年月日

年 月 日

指 導 概 要

総日数	日
指導 実施日数	日

上記のとおり、当所において実地習練を行つたことを証明する。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

開設者

住 所  
之 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

㊤

様式第12号 (第18条関係)

理容師再免許申請書

職 氏 名 殿

理容師の再免許を受けたいので、鳥取県理容師法施行細則第18条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

収入証紙  
はり付け欄

免許取消処分 取り消された 免許	理 由	
	処分都道府県名	
免許年月日	処分年月日	年 月 日
	免許年月日	年 月 日
免許証番号	第 号	

添付書類

- 1 理容師試験合格証書の写し又は合格証明書
- 2 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
- 3 理容師法第7条第1項に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
- 4 業務停止処分に違反して免許を取り消された場合にあつては、改しゆんの情を表わす書面

様式第13号 (第19条関係)

理 容 所 開 設 届

職 氏 名 殿

理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第11条の2の規定に基づき検査を申請します。

年 月 日

届 出 者

郵便番号 □□□□-□□  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

収入証紙  
はり付け欄

理容所	名 称						
	所在地						
開設者	免許	年 月 日	第 号				
	管理修了証 習会	年 月 日	第 号				
管理 理容師	住 所						
	氏 名	年 月 日生					
管理 理容師	生年月日	年 月 日	第 号				
	免 許	年 月 日	第 号				
管理 理容師	住 所						
	氏 名	生年月日	第 号				
管理 理容師	住 所						
	氏 名	生年月日	第 号				
管理 理容師	住 所						
	氏 名	生年月日	第 号				
理容所の構造及び 設備の概要	別添のとおり						
開設予定年月日	年 月 日						

注 開設者が自ら管理理容師となる場合にあつては、管理理容師の欄には、氏名及び生年月日のみを記載すること。

添付書類

- 1 理容所の構造及び設備の状況を明らかにした図面
- 2 開設しようとする理容所の周辺の状況を明らかにした図面
- 3 理容師についての伝染性疾病の有無に関する医師の診断書
- 4 理容師法第11条の8第1項に規定する理容所の開設に係る場合にあつては、管理理容師の講習会修了証の写し
- 5 外国人が届出をする場合にあつては、外国人登録済証明書

様式第14号 (第20条関係)

理容所開設届出事項変更届

職 氏 名 殿

理容所の開設届出事項に変更を生じたので、理容師法第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□  
住 所  
フリガナ  
氏 名  
届出者

Ⓣ  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

開設届出年月日	年	月	日
理容所	名 称		
	所 在 地		
変更の内容	変更事項		
	変更理由		
	変更前		
	変更後		
変更年月日	年	月	日

添付書類

- 1 構造又は設備を変更した場合にあつては、変更後の構造又は設備の状況を明らかにした図面
- 2 新たな理容師を従業者とする場合にあつては、その者についての伝染性疾病の有無に関する医師の診断書及び理容師免許証の写し
- 3 新たな管理理容師を置く場合にあつては、その者の管理理容師講習会修了証の写し

様式第15号 (第21条関係)

理 容 所 廃 止 届

職 氏 名 殿

次のおり理容所を廃止したので、理容師法第11条第2項の規定により  
届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

届 出 者  
住 所  
の 氏 名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

開設届出年月日		年	月	日
理容所	名 称			
	所 在 地			
廃 止 の 理 由				
廃 止	年 月 日	年	月	日

添付書類 理容師法第11条の2に規定する確認を受けたことを証する書類

鳥取県美容師法施行細則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十四号

鳥取県美容師法施行細則

美容師法施行細則（昭和三十六年十月鳥取県規則第五十一号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、美容師法（昭和三十二年法律第六十三号。以下「法」という。）、美容師法施行令（昭和三十二年政令第二百七十七号。以下「政令」という。）及び美容師法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十三号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（美容師免許証の書換交付申請手続）

第二条 省令第三条の規定による申請は、様式第一号による申請書を提出してしなければならない。

（美容師免許証の再交付申請手続）

第三条 省令第四条第一項の規定による申請は、様式第二号による申請書を提出してしなければならない。

（美容師免許証の返還等の手続）

第四条 省令第四条第三項並びに第五条第一項及び第三項の規定による返

還並びに同条第二項の規定による提出は、様式第三号による返還・提出書を提出してしなければならない。

（美容師試験の受験申請）

第五条 法第四条第一項に規定する美容師試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、学科試験にあつては様式第四号、実地試験にあつては様式第五号による受験願書を知事に提出しなければならない。

（試験の公告）

第六条 試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限その他必要な事項は、あらかじめ公告するものとする。

（受験停止及び合格の取消し）

第七条 知事は、受験者が、試験について不正の行為をしたときは、その者の受験を停止し、又は合格を取り消すことができる。

（合格証明書の交付申請手続）

第八条 政令第二条第三項の規定による申請は、様式第六号による申請書を提出してしなければならない。

（実地習練開始届書の様式等）

第九条 省令第十七条に規定する届書は、様式第七号によるものとする。

2 省令第十七条に規定する同意書は、様式第八号によるものとする。

3 第一項の届書は、実地習練を開始する日までに提出しなければならない。

（実地習練の日数）

第十条 実地習練の日数は、休日を除き、二百八十日以上とする。

（実地習練の指導内容）

第十一条 実地習練の指導に当たる美容師は、習練生に対し、パーマネン

トウエープ、結髪、化粧その他の美容の基礎的技術を習得させるとともに、機械、器具、材料及び消毒薬の取扱いその他の付随する業務を指導しなければならない。

(実地習練に伴う開設者の遵守事項)

第十二条 実地習練を行う美容所の開設者は、別表第一に掲げる事項を守らなければならない。

(実地習練の変更の届出)

第十三条 実地習練を行っている者(以下「習練生」という。)は、第九条第一項の届書の記載事項に変更を生じたときは、五日以内に様式第九号による届書を知事に提出しなければならない。

(実地習練の終了の届出)

第十四条 習練生は、実地習練を終了し、又は中止したときは、五日以内に様式第十号による届書を知事に提出しなければならない。

(美容師実地習練終了証明書の様式)

第十五条 省令第十八条に規定する書面は、様式第十一号によるものとする。

(美容所以外における営業の特例)

第十六条 政令第八条第三号に規定する知事が特別の事情があるものとして定める場合は、別表第二のとおりとする。

(美容を行う場合の衛生措置)

第十七条 法第八条第三号に規定する知事が定める衛生上必要な措置は、別表第三のとおりとする。

(再免許の申請)

第十八条 法第十条第四項の規定により再免許を受けようとする者は、様

式第十二号による申請書を知事に提出しなければならない。

(美容所開設届書の様式)

第十九条 省令第二十條第一項に規定する届書は、様式第十三号によるものとする。

(美容所開設届出事項変更届書の様式)

第二十条 省令第二十一条に規定する届書は、様式第十四号によるものとする。

(美容所の廃止届出手続)

第二十一条 法第十一条第二項の規定による届出は、様式第十五号による届書を提出してしなければならない。

(免許証等の掲示)

第二十二条 美容所の開設者は、美容師免許証、法第十二条に規定する確認を受けたことを証する書類、料金表並びに休日及び従業時間を記載した書面を美容所内に掲示しなければならない。

(美容所の衛生措置)

第二十三条 法第十三条第四号に規定する知事が定める衛生上必要な措置は、別表第四のとおりとする。

(書類の提出部数及び経由)

第二十四条 法、政令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書、届書その他の書類は、正副二部とし、所轄保健所長を経由して提出しなければならない。ただし、住所地在外にある場合にあつては、直接知事に提出するものとする。

附 則

1 この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の美容師法施行細則の規定によつてした申請、届出その他の手続又は処分は、この規則の相当規定によつてしたもののみならず。

別表第一(第十二条関係)

一 実地習練に必要な機械、器具、材料、消毒薬その他指導上必要な図書を備えること。

二 習練生の指導は、第九条第二項の同意書に記載した実地習練実施計画に基づいて行うこと。

三 習練生が、実地習練中も美容師と外見上区別できるよう習練生胸章をつけさせる等の措置を講ずること。

四 習練生を家事その他実地習練に関係のない業務に従事させないこと。

五 習練生が、伝染性の疾病にかつたときは、直ちに所轄保健所長に届け出て、その指示に従うこと。

別表第二(第十六条関係)

一 刑務所、警察留置場、拘留所その他人を監禁する目的を有する施設に出張して業を行う場合

二 老人ホーム、養護施設その他人を收容して保護する目的を有する施設に出張して業を行う場合

三 前二号に掲げる場合に準ずるものとして知事の承認を得た場合  
別表第三(第十七条関係)

一 作業中は、白色又はこれに近い色の清潔な外衣を着用し、顔面作業時には清潔なマスクを使用すること。

二 つめは、常に短く切り、客一人ごとの作業前及び作業後には、手指を消毒薬又はせっけんで洗淨すること。

三 前号の消毒薬は、所定の濃度を保ち、消毒効果のあるものを使用すること。

四 耳孔毛及び鼻孔毛はそらないこと。

五 衛生上害を生じるおそれのある薬品、化粧品、器具等を使用しないこと。

六 酒気を帯び、又は喫煙しながら作業しないこと。

七 美容所以外の場所において業を行うときは、消毒用器具及び消毒薬を携行すること。

別表第四(第二十三条関係)

一 美容所は、作業室と居室とが隔壁等により完全に区分されていること。

二 美容所の面積は、待合所を除き、セット用いす一脚につき六・六平方メートル以上とし、一脚を増すごとに三・三平方メートル以上を加えること。

三 作業室の広さに応じて待合所を設けること。

四 板の高さは、床面から〇・六メートル以上とすること。

五 天井の高さは、床面から二・五メートル以上とすること。ただし、適当な換気設備が設けられているときは、この限りでない。

六 消毒済みの布片等(皮膚に接する布片及び器具をいう。以下同じ。)を未消毒の布片等と区別して収納するための設備を設けること。

七 布片等は、十分な数量を備えておくこと。

八 外傷に対する救急薬品等を備えておくこと。

様式第1号(第2条関係)

美容師免許証書換交付申請書

収入証紙  
はり付け欄

職 氏 名 殿

美容師免許証の記載事項に変更を生じたため、その書換交付を受けたい  
ので、美容師法施行規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所  
之 氏 名  
申請者  
電話番号

㊤

免 許 年 月 日	年 月 日
免 許 証 番 号	第 号
変 更 の 内 容	変 更 事 項
	変 更 理 由
	変 更 前
	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日

添付書類

- 1 免許証
- 2 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

様式第2号(第3条関係)

美容師免許証再交付申請書

収入証紙  
はり付け欄

職 氏 名 殿

美容師免許証を破った(汚した・失った)ため、その再交付を受けたい  
ので、美容師法施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請し  
ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所  
之 氏 名  
申請者  
電話番号

㊤

免 許 年 月 日	年 月 日
免 許 証 番 号	第 号
免許証を破った (汚した・失った) 年月日及び理由	

添付書類 破り、又は汚した場合にあつては、免許証



様式第3号 (第4条関係)

美容師免許証返還 (提出) 書

職 氏 名 殿  
美容師法施行規則第 冬第 項の規定により、次のとおり美容師免許証を返還 (提出) します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所  
之 リ ガ 名 氏

電話番号

㊦

免 許 年 月 日	年 月 日
免 許 証 番 号	第 号
返還 (提出) の理由	

注 美容師が死亡し、又は失そうの宣告を受けた場合にあっては、理由の欄に本人との関係を併せて記入すること。

添付書類

- 1 美容師が死亡した場合にあっては、死亡診断書の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本
- 2 失そう宣告を受けた場合にあっては、失そう宣告書の写し

様式第4号 (第5条関係)

美容師試験学科試験受験願書

収入証紙  
はり付け欄

職 氏 名 殿  
年 月 日

本 籍 (都道府県名)

郵便番号 □□□□-□□

住 所  
之 リ ガ 名 氏

出願者

年 月 日生

電話番号

㊦

美容師試験の学科試験を受けたいので、鳥取県美容師法施行細則第5条の規定により出願します。

添付書類

- 1 指定養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書
- 2 履歴書
- 3 写真 (出願前6月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面、上半身のもので、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの)

様式第5号(第5条関係)

美容師試験実地試験受験願書

収入証紙  
はり付け欄

職 氏 名 殿  
年 月 日

本 籍 (都道府県名)  
郵便番号 □□□□-□□

出願者  
住 所  
氏 名

年 月 日生

電話番号

学科試験  
格 地

年 月 日実施  
都 道 府 県

美容師試験の実地試験を受けたいので、鳥取県美容師法施行細則第5条の規定により出願します。

添付書類

- 1 学科試験の合格証書の写し又は合格証明書
- 2 実地習練終了証明書
- 3 写真(出願前6月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面、上半身のもので、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの)
- 4 学科試験合格地在鳥取県以外の場合にあつては、履歴書

様式第6号(第8条関係)

美容師試験学科試験(実地試験)  
合格証書交付申請書

収入証紙  
はり付け欄

職 氏 名 殿  
合格証書を破った(汚した・失った)ので、美容師法施行令第2条第3項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

本 籍 (都道府県名)  
郵便番号 □□□□-□□

申請者  
住 所  
氏 名

年 月 日生

電話番号

合 格 年 月 日

合 格 証 書 番 号

合格証書を破った  
(汚した・失った)  
年月日及び理由

添付書類 合格証書を破り、又は汚した場合にあつては、合格証書

様式第7号(第9条関係)

美容師実地習練開始届

職 氏 名 殿

実地習練を開始するので、美容師法施行規則第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

届出者

住 所  
氏 名

年 月 日生

電話番号

実地習練を 行う美容所	名 称	
	所 在 地	
実 地 習 練 開 始 年 月 日	年	月 日
	年	月 日
既に行つた 実地習練	期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	概 要	
卒業した指 定養成施設	名 称	
	所 在 地	
	卒 業 年 月 日	年 月 日

添付書類

- 1 開設者の同意書
- 2 伝染性の疾病にかかったことにより実地習練を停止した者が再び実地習練を行う場合にあつては、当該疾病が治つたことを証する医師の診断書
- 3 既に実地習練の一部を行つた場合にあつては、その概要を証する書類

様式第8号(第9条関係)

美容師実地習練同意書

実地習練生

住 所  
氏 名

殿

次のとおり実地習練を行うことに同意します。

実地習練 を行う美 容所	名 称	
	所 在 地	
指導に当 たらせる 美容師	氏 名	
	免許年月日	年 月 日
	免許番号	第 号
実地習練の実施計画		

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

開設者  
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

㊟

様式第9号 (第13条関係)

美容師実地習練開始届出事項変更届

職氏名 殿

実地習練の開始届出事項に変更を生じたので、鳥取県美容師法施行細則第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

届出者 住所  
氏名  
電話番号



開始届出年月日		年	月	日
実地習練を行う美容所	名称			
	所在地			
変更事項				
変更理由				
変更前後				
変更年月日		年	月	日
変更の内容				

様式第10号 (第14条関係)

美容師実地習練終了 (中止) 届

職氏名 殿

実地習練を終了 (中止) したので、鳥取県美容師法施行細則第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

届出者 住所  
氏名  
電話番号



開始年月日		年	月	日
実地習練を行った美容所	名称			
	所在地			
終了 (中止) 年月日		年	月	日
備考				
備				

注 中止の場合にあつては、備考の欄に中止の理由及び再開の予定を記載すること。

様式第11号 (第15条関係)

美容師実地習練終了証明書

実地習練生	本籍	
	現住所 氏名	
	生年月日	年 月 日生
実地習練を行った美容行所	名称	
	所在地	
実地習練開始年月日	年 月 日	
実地習練終了年月日	年 月 日	
指導概要	総日数	日
	指導実施日数	日

上記のとおり、当所において実地習練を行ったことを証明する。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

開設者 住リガチ名 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

様式第12号 (第18条関係)

美容師再免許申請書

収入証紙  
はり付け欄

職 氏 名 殿

美容師の再免許を受けたいので、鳥取県美容師法施行細則第18条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住リガチ名 氏名 電話番号

免許取消処分	理 由	
	処分都道府県名	
取り消された免許	処分年月日	年 月 日
	免許証番号	第 号

添付書類

- 1 美容師試験合格証書の写し又は合格証明書
- 2 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
- 3 美容法第 3 条第 2 項に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
- 4 業務停止処分に違反して免許を取り消された場合にあつては、改しゆんの情を表わす書面



様式第14号 (第20条関係)

美容所開設届出事項変更届

職 氏 名 殿

美容所の開設届出事項に変更を生じたので、美容師法第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所  
住 氏 名

氏 名

㊦

届出者 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

開設届出年月日	年 月 日
美容所 名称	
所在地	
変更事項	
変更理由	
変更前後	
変更年月日	年 月 日

添付書類

- 1 構造又は設備を変更した場合にあつては、変更後の構造又は設備の状況を明らかにした図面
- 2 新たな美容師を従業者とする場合にあつては、その者についての伝染性疾病の有無に関する医師の診断書及び美容師免許証の写し
- 3 新たな管理美容師を置く場合にあつては、その者の管理美容師講習会修了証の写し

様式第15号 (第21条関係)

美容所廃止届

職 氏 名 殿

次のとおり美容所を廃止したので、美容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所  
住 氏 名

氏 名

㊦

届出者 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

開設届出年月日	年 月 日	
美容所	名称	
	所在地	
廃止の理由		
廃止年月日	年 月 日	

添付書類 美容師法第12条に規定する確認を受けたことを証する書類